

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 ＜教育実習＞4 年次 5 月～6 月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 ＜教育実習＞中学校 3 週間（1 2 0 時間）、高等学校 2 週間（6 0 時間）
③	実習校の確保の方法 京都府内の大学で構成する「京都地区大学教職課程協議会」と京都市教育委員会との申し合わせに沿った手続きにより、京都市立中学校、京都市立小中学校、京都市立高等学校より内諾を得る。
④	実習内容 英語科の教科指導を基本とし、教科外の活動として「特別な教科 道徳」、「特別活動」、「総合的な学習(探求)の時間」、生徒指導の領域として「生徒理解」、「学級経営」などを担当指導教諭から学ぶ。さらに、学校経営やマネジメントの観点から「学校の施設と環境」、「教師としての勤務」、「学校組織・校務分掌」などの事項をとりいれる。 実習生の行う活動は、次の 3 つに区分する。 ①観察実習：実際の教育活動の様子を観察し、教育計画の作成や指導方法、子ども理解等への認識を深める。 ②参加実習：教員の教育活動の補助をしながら、教職についての理解を深める。(TT の形態を学ぶ形での補助も考えられる) ③授業実践：授業計画および学習指導案を作成し、実際に授業をし、研究授業によって教員から指導を受ける機会を設定する。 実習生は、観察、参加、授業の実際の方法や学級経営等について学び、毎日の活動について実習日誌によって報告を行う
⑤	実習生に対する指導の方法 学校インターンシップに加え、基盤教育科目、基幹講義科目、初等・中等教育科目等での学びを総合的に生かした「教育実習指導」を 4 年次で設定し、徹底した教職に関するオリエンテーションと指導を行う。生徒理解と指導案の作成法だけでなく、態度・服装・礼儀・服務規程といった基本的な心得から、実習勤務上の留意事項も徹底する。 実習生とは実習開始前より教職サポートセンター担当職員とゼミ担当教員との面談によって普段の実習生の様子について情報交換を行い、実習の効果的な実施を図るとともに安全面の配慮、危機管理についても連携して行う。 実習期間には訪問指導担当教員を配置し、上記職員・ゼミ担当教員と連携のもと、実習校を巡回訪問し、研究授業または通常授業の参観、並びに指導教諭を交えた授業研究会における指導を行う。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） 次の事項を基に成績評価を行う。 ○教育実習簿（教育実習日誌・実習の記録）の記載による評価 ○実習校における指導教諭の成績評価 ○教科指導の成果（授業見学と生徒観察、学習指導案の作成、研究授業、授業後の講評・振り返りなど） ○実習校における授業以外の教育活動の状況（ホームルーム、行事、部活動での生徒との関わりなど）

2 事前及び事後の指導の内容等
① 時期及び時間数 4 年次春学期に 30 時間の事前、事後指導を行う。
② 内容（具体的な指導項目） 「教育実習指導」は、教育実習の事前と事後に行う教育実習に関する指導を通して、教育実習の目的の達成をより確かなものにし、教員に求められる不可欠かつ基礎的・基本的な事柄を確実に身につけるために極めて重要な位置を持っている。 とりわけ事前における指導は、大学での教育内容と教育現場との間の距離を極力うめ、実践力を高める実習とするための観点を強化し、実習生とはいえ、教育に携わることの責任を自覚した行動を求める。 また本学科の特色として、生徒の心が分かり支援ができる教員になるための準備段階としての学習を経ての実習の実施となるような独自のカリキュラム構成がある。学校インターンシップ等の履修によって教育現場の実状把握や課題意識を十分に持つての実習の実施となるような現場体験型教員養成を重視しているが、そのような学びと連動する形で、事前指導を位置づけている。 以下の項目で指導を行う。 事前指導項目 ○教育実習の意義と目標、及び教育者として順守すべき義務（個人情報保護や情報機器の使用を含む） ○学習指導要領に関する事項、学習指導及び学習指導案の記載方法に関する確認 ○担任としての生徒との関わりと集団指導のあり方（特別の教育的ニーズのある生徒への対応も含む） ○実習校の教育目標や教育の特色の理解、及び教育実習に際しての心得や勤務体制 ○授業見学や生徒観察の記録方法、及び教育実習日誌の記載方法 事後指導項目 ○教育実習に関する発表と考察 ○教育現場の課題についてのディスカッション ○自己研究課題の発見（免許取得までに習得が必要な知識・技能）と教職実践演習に向けての目標設定 生徒の集団指導や個別指導全ての体験歴を、「プロセスレコード」の作成をとおして反省的に振り返らせる。
3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。） ① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等 ・ 委員会等の名称 ○教職課程委員会 教職課程委員会下部委員会として、以下の委員会を構成している。 ①中学校・高等学校教職課程委員会 ②小学校教職課程委員会 ③保育士・幼稚園教職課程委員会 ○教職サポートセンター運営委員会 ・ 委員会等の構成員（役職・人数など） <u>教職課程委員会</u> 委員長；教務部長 委員；教務部長、中学校・高教職課程委員長、小学校教職課程委員長、保育士・幼稚園教職課程委

員長、各教職課程より選出された教員各 1 名の計 7 名、資格・実習支援課職員
中学校・高等学校教職課程委員会

委員長：中学校・高等学校教職課程委員長

委員：各部会（社会科・英語科）課程担当教員各 2 名、及び委員長が必要と認めた者、資格・実習支援課職員

小学校教職課程委員会

委員長：小学校教職課程委員長

委員：小学校教職課程担当専任教員 8 名、資格・実習支援課職員

保育士・幼稚園教職課程委員会

委員長：保育士・幼稚園教職課程委員長

委員：保育士・幼稚園教職課程担当専任教員 8 名、資格・実習支援課職員

教職サポートセンター運営委員会

委員長：教務部長

委員：教務部長、中学校・高等学校教職課程担当教員(各部会)、小学校教職課程担当教員、保育士・幼稚園教職課程担当教員より各 1 名の教員、資格・実習支援課職員、教職サポートセンター担当職員

・ 委員会等の運営方法

毎月 1 回及び必要に応じて臨時で開催する。

ア) 審議事項（各学校種教職課程委員会）

- ・ 次年度の教育実習の詳細を計画

教育実習実施学生の実習校の確定、教育実習の日程確定、教育実習校訪問担当教員の決定

- ・ 教育実習生の決定

教育実習を希望する学生について、教育実習の受講資格などを審議し実施の可否について決定する。

イ) 活動事項（各学校種教職課程委員会）

- ・ 次年度の教育実習希望学生の調査

- ・ 実習校に対する連絡や依頼

- ・ 学内の教育実習に関する連絡や調整

- ・ 実習終了後、課題等について教職課程委員会に報告する

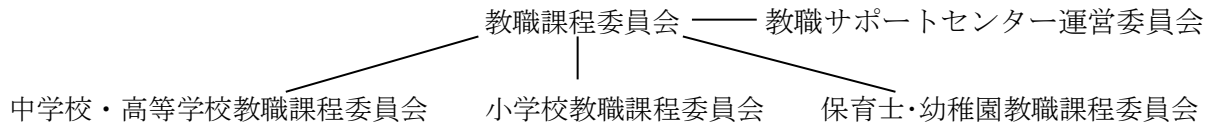
ウ) 教職課程委員会

教職課程全体の運営に関する事項、教職課程全体のカリキュラム等に関する事項、課程認定に関する事項、教職大学院への学校推薦者決定など、幼稚園、小学校、中学校・高等学校教職課程を横断する課題事項について検討・調整を行う。教育実習については、各課程委員会からの課題・問題を共有するとともに、協議・決定する。次年度の教育実習の方針や人数の概要、およその時期について協議し、各教職課程委員会が企画した教育実習について承認し、実習校への委嘱を行う。

エ) 教職サポートセンター運営委員会

2 ヶ月に 1 回及び必要に応じて臨時で開催する。教職課程に関する運営補助及び学部間の連携調整を行う。

【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称：教職課程委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

委員長：教務部長

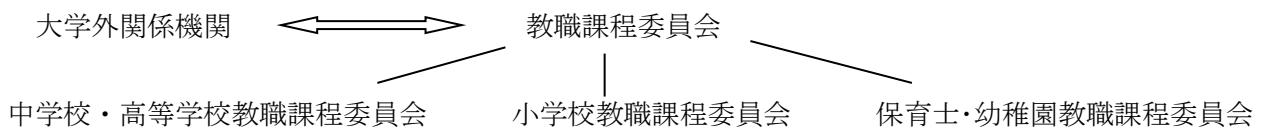
委員：教務部長、中学校・高教職課程委員長、小学校教職課程委員長、保育士・幼稚園教職課程委員長、各教職課程より選出された教員各1名の計7名、資格・実習支援課職員

- ・ 委員会等の運営方法

毎月1回及び必要に応じて臨時で開催する。教職課程全体の運営に関する事項、教職課程全体のカリキュラム等に関する事項、課程認定に関する事項、教職大学院への学校推薦者決定など、幼稚園、小学校、中学校・高等学校教職課程を横断する課題事項について検討・調整を行う。

教育実習については、本学が加盟する「京都地区大学教職課程協議会」の一員として京都市及び京都府教育委員会との連携のもと、教員養成及び教育実習等に関する交流を持つ。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

教育実習は次の要件を満たした学生に対し行う。

- ①教育実習及び教育実習事前事後指導の履修登録を必ずすること。
- ②3年次秋学期までに開講された『教科及び教科の指導法に関する科目』のうち必修科目16単位以上、『教育の基礎的理解に関する科目』のうち必修科目10単位以上、『道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目』のうち必修科目7単位以上を修得済みであること。
- ③施行規則66条の6で定める科目が履修済み、または卒業までに履修予定であること。
- ④学校教育に関心を持ち、教員としての資質があり、教育実習を心身ともに遂行できる状態にあるもの（学校感染症の予防を含む）。

上記の単位を修得し、教育実習にかかる諸手続等が完了している者に対し、教育実習受講を許可する。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	中学校 818 学級、小中学校 142 学級、高等学校 133 学級			
○	×	教育委員会名	京都市教育委員会	中学校 64 校	小中学校：8 校	高等学校：10 校

教 教 セ 第 1 3 8 号

令和 4 年 11 月 29 日

学校法人京都文教学園

京都文教大学

学長 森 正美 様

京都市教育長 稲田 新吾

中学校教育実習生の受入れについて（回答）

2022年11月21日付京文大22第1367号文書により依頼のありました標記のことについて、下記の通り回答します。

記

貴学において、こども教育学部こども教育学科が「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程」認定の上は、教育実習の受け入れを承諾します。

教育委員会名

京都市教育委員会

京都市立中学校

64校

京都市立小中学校（義務教育学校）

8校

（いずれも令和4年5月1日現在）

問合先

京都市教育委員会 京都市総合教育センター 教員養成支援室

〒600—8023 京都市下京区河原町通仏光寺西入

TEL：075—342—3883 FAX：075—342—3886

教 教 セ 第 1 3 9 号

令和 4 年 11 月 29 日

学校法人京都文教学園

京都文教大学

学長 森 正美 様

京都市教育長 稲田 新吾

高等学校教育実習生の受入れについて（回答）

2022年11月21日付京文大22第1367号文書により依頼のありました標記のことについて、下記の通り回答します。

記

貴学において、こども教育学部こども教育学科が「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程」認定の上は、教育実習の受け入れを承諾します。

教育委員会名

京都市教育委員会

京都市立高等学校

10校（令和4年5月1日現在）

問合先

京都市教育委員会 京都市総合教育センター 教員養成支援室

〒600—8023 京都市下京区河原町通仏光寺西入

TEL : 075—342—3883 FAX : 075—342—3886